

浪江町営住宅家賃債務保証法人募集要領

浪江町（以下「町」という。）では、町営住宅への入居に際し、保証人を確保することが難しい者に対して、家賃債務保証業者による保証を活用することにより入居の円滑化を図るため、浪江町営住宅保証人事務取扱要綱（令和2年告示第32号）に基づき、以下の要領により町営住宅における家賃債務保証法人を募集します。

1 入居者に対する家賃債務保証業務等

（1）保証範囲

未納家賃、残置物撤去費用（住宅明渡し強制執行に係る費用等は含まない。）及び退去時の原状回復費用（畳の表替え、襖の張替え等）の保証

（2）保証上限額

未 納 家 賃 限 度 額：家賃の12ヶ月分

残置物撤去費用/原状回復費用：150,000円

（ただし、入居者死亡等の場合は75,000円）

（3）債務の弁済方法

町からの未納家賃発生の連絡により保証債務の弁済を行うこととします。

残置物撤去費用/原状回復費用については、入居者の住宅明渡しをもって行うこととします。

（4）保証委託料

初回保証委託料 40,000円+賃料の50%（最低10,000円）

更新・年額保証料等はないものとします。

保証委託料については、入居者が直接、保証法人に支払うものとし、町が入居者の代わりに支払うことはありません。

（5）その他の事項

家賃債務保証契約に係る保証人は要さないものとします。

家賃債務保証契約は入居者の収入、年齢、障がいの有無等にかかわらず原則契約を締結ください。

2 申込資格

次の各号の全てに該当する法人とします。

（1）家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第5条第1項に規定する家賃債務保証業者登録簿に登録されたもので、福島県内を営業地域としている法人

（2）上記1の家賃債務保証業務等を提供できる法人

3 申込手続き

（1）申込書の提出

ア 申込期間

令和2年4月1日（水）より随時申込を受け付けます。

イ 提出書類

- (ア) 保証法人登録申込書（様式1）
- (イ) 誓約書（様式2）
- (ウ) 上記2 申込資格を満たすことを証する書類（任意様式）
- (ウ) 法人概要書（別記様式1）

ウ 提出部数 1部

エ 提出先 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

オ 提出方法 持参または郵送

（2）質問の受付及び回答

応募にあたって質問がある場合は、質問書（別記様式2）を電子メールにて「7問い合わせ先」まで送付してください。標題は「浪江町営住宅家賃債務保証法人募集に関する質問」と記載してください。回答内容は町ホームページに掲載します。

（3）申込後の流れ

申込後、町による審査を行い、上記2 申込資格を備える法人と認められた法人については、浪江町営住宅家賃債務保証法人として登録の上、町と保証法人基本協定を締結し、浪江町営住宅における家賃債務保証業務等を行っていただきます。

なお、登録法人数に上限は設けず、保証法人の選択は入居者の判断に委ねます。

4 参考資料

別紙の浪江町営住宅等条例ほか、浪江町営住宅等条例施行規則及び浪江町営住宅保証人事務取扱要綱を参考にしてください。

5 留意事項

- (1) 町営住宅は、民間の賃貸住宅とは入退去や家賃に係る制度が大きく異なりますので、申込に際しては、ご注意ください。
- (2) 申込書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、辞退届（別記様式3）を必ず提出してください。
- (3) 申込書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、その他書類審査に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められる場合は、失格とします。
- (4) 浪江町営住宅における家賃債務法人保証制度の導入・運用にあたり、町が法人に支払う費用は一切無いものとします。

7 問い合わせ先

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

TEL : 0240-34-0232 (直通) FAX : 0240-34-2145

MAIL : namie14010@town.namie.lg.jp